

お金について学ぼう!

いろいろな支払い方法

技術の進歩によって、現金で即時に支払う以外にも、様々な支払い方法が広がってきました。その中でも、カードで代金を支払う方法は、手間がかからず便利ですが、特徴を理解しておくことが大切です。

クレジットカード

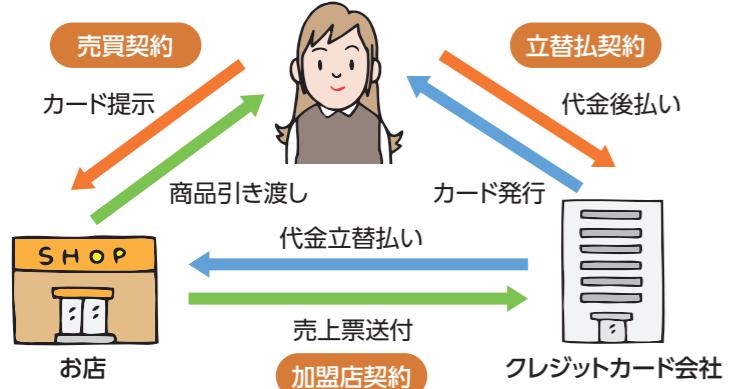
クレジット(credit)とは「信用」という意味です。

クレジット契約は、クレジットカード会社が利用者(消費者)を信用して代金を立て替え、お店等に支払い、利用者が後で代金をクレジットカード会社に支払う(支払期日までに、お金を用意しておく)仕組みです。

つまり、クレジットカードを使うということは、クレジットカード会社に借金をしているということです。



三者間契約



〈クレジットカード会社への支払い方法〉

●一括払い、ボーナス払い

代金は指定日に口座から一括で引き落とされます。
手数料はかかりません。

●分割払い

代金と手数料を数回に分割して支払う方法です。分割の回数が多くなるほど手数料が高額になります。

●リボルビング払い

あらかじめ毎月の支払額を一定額に決めて分割で支払います。どれだけ買い物をしても毎月の返済額が変わらないため払いやすく感じますが、返済期間が延びると手数料が増え、結果的に支払い総額が増えるので、注意が必要です。

プリペイドカード

前もってカードにお金をチャージし、支払いをするとそこからお金が引かれていきます。

電車などに乗るときに使用するICカード乗車券もプリペイドカードです。



デビットカード

銀行が発行しているカードです。預貯金口座に直結していて、カードを使うとその場で料金が引き落とされます。

クレジットカードと異なり、預貯金口座に入っている金額以上に使いすぎてしまうことがあります。



スマートフォン決済

スマートフォンを使用した決済サービスが増えています。

支払い方法は、主にICカード乗車券のようにタッチするものほか、画面上の二次元コードやバーコードなどを読み取るものがあります。



現在、急速にキャッシュレス決済が進んでいます。

現金を持たなくても買い物ができるのは便利ですが、手元のお金が減らない分、お金を使った感覚が鈍くなり、つい使いすぎてしまう心配も。どんなに手軽でも「お金を使っている」ことを常に意識することが大切です。

また、災害が起きて停電してしまうと、キャッシュレス決済が行えなくなることがあります。いざというときのために、一定額の現金を持ち歩いたり、非常持ち出し袋に備えておくことも大切です。



P.2 契約クイズの答え
Q1: ① レジに商品を持っていったとき
Q2: ② 注文確認のメールが届いたとき

若者に多い消費者トラブル

事例1 ネットでのもうけ話トラブル



アドバイス

- 簡単にお金稼げる方法等と称する情報(いわゆる情報商材)がインターネットで販売されています。
- 副業サイトやSNS等で「誰でも簡単に稼げる」などと説明されますが、**楽に稼げるうまい話はありません。**
- 広告や説明と違って**情報の内容に価値がない、収入が得られないことがあります。**情報商材は購入するまで内容を確認することができません。**安易な購入はやめましょう。**
- 「お金がない」という断り方をすると、すぐに元が取れるから大丈夫と、高額な支払いをするために**クレジットや借金を勧められるケースがあります。**断るときは「**契約しない**」とはっきり伝えましょう。

事例2 美容医療サービスのトラブル



アドバイス

- 美容目的の施術は、多くの場合、**緊急性がありません。**
- 今すぐ施術が必要だと不安をあおられたり、モニター契約等を勧められても、**その場で契約・施術をしないようにしましょう。**
- 施術前にリスクや副作用の確認をしましょう。
- クレジットを組んでまで必要な施術なのか、よく考えましょう。
- 全ての美容医療サービスの施術でクーリング・オフや中途解約ができるわけではありません。**契約をやめたいと思った場合はなるべく早く、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

若者に多い消費者トラブル

事例3 偽サイトのトラブル



アドバイス

- インターネット通販で、「注文した商品が届かない」、「商品は届いたが偽物だった」などの偽サイト(実在の企業のサイトと誤解されるように作成された偽物のサイトなど)に関する相談が寄せられています。
- 偽物が届くインターネット通販サイトの特徴は下記のとおりです。**
 - 販売価格が大幅に値引きされている。
・通販サイトに記載されている日本語の字体や文章表現が不自然である。
 - 販売業者名、住所、電話番号等の情報が記載されていない。
 - 「代引き配達」や「個人名義の銀行口座への前払い」など、支払い方法が限定されている。
- ※上記のいずれかに該当しても、偽物が届くインターネット通販サイトではない場合があります。
- 代引き配達で、宅配業者に代金を支払って商品を受け取ってしまうと、開封した後に偽物だとわかつても、宅配業者からの返金は困難です。偽物が届くインターネット通販サイトの特徴を知り、怪しいと感じたら注文しないよう、慎重に判断しましょう。

事例4 賃貸借契約に関するトラブル

- 2年間住んだ築30年のアパートを退去したら、管理会社から高額な請求書が届いて…



アドバイス

- 契約前に書類の内容をよく確認しましょう。**特に禁止事項、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関する事項や特約について、必ず確認しておきましょう。
- 入居中に雨漏りやトイレの水漏れ等のトラブルが発生したら、すぐに貸主側に連絡し、どうすればよいか相談しましょう。**また、賃貸物件はあくまでも借りているものであることを意識し、日頃からできるだけきれいに使用することを心がけましょう。
- 賃貸物件を退去するときは、精算内容をよく確認し、納得できない費用を請求された場合には、国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、話し合いましょう。
- 退去時は、できる限り貸主側と一緒に賃貸物件の現状を確認し、その際、証拠となるメモや写真の記録を残しておくことが大切です。**

[参考]国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html

クーリング・オフによる契約解除方法

クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフは、いったん契約の申込や契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申込を撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

※2022年6月1日より、書面(はがき等)によるほか、電磁的記録でもクーリング・オフの通知を行うことが可能になりました。

電子メールのほか、USBメモリ等の記録媒体や、事業者が自社のウェブサイトに設けるクーリング・オフ専用フォーム等により通知を行う場合が挙げられます。FAXを用いたクーリング・オフも可能です。

クーリング・オフができる取引例

- 訪問販売(キャッチセールス・アポイントメントセールス等を含む)、電話勧誘販売、訪問購入、特定継続的役務提供(エステティックサロン、語学教室、家庭教師、パソコン教室など)
- 連鎖販売取引(マルチ商法など)
- 業務提供誘引販売取引(内職商法・モニター商法など)

期間

8日間

20日間

注意!! クーリング・オフができない取引例

- 通信販売(インターネットショッピング含む)で商品を購入した場合、自ら店舗に出かけて商品を購入した場合
- 3千円に満たない現金での買い物、化粧品・健康食品など消耗品の消費した部分
- 自動車の購入・リース契約、葬儀サービスなど

クーリング・オフの方法

(通知を発信した時点から効力が発生します)

- クーリング・オフは書面(はがき可)または電磁的記録で行います。
- クーリング・オフの書面等には、事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日、契約者名、購入商品名、契約金額等)やクーリング・オフ通知を発した日を記載します。
- クレジット契約をしている場合には、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

はがき記入例

郵便はがき	
□□□□□□	
○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ ○ 番地	○ ○ ○ 株式会社 ○ ○ ○ 代表者様
契約解除通知書	
氏住名所 ○ 年 ○ 月 ○ 日	右記 お詫び 商品を引 き取つて ください。
契約年月日 ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 年 月 日
受領日 ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
商品名 ○ ○ ○ ○ ○ ○	株式会社 ○ ○ ○ ○ ○ ○
金額 ○ ○ ○ ○ ○ ○	円 ○ ○ ○ ○ ○ ○
会社名 ○ ○ ○ ○ ○ ○	担当者 氏 ○ ○ ○ ○ ○ ○

表面

裏面



●未成年者の契約は取り消すことができます!(未成年者取消権)

未成年者が保護者(法定代理人)の同意なく結んだ契約は、原則として取り消すことができます。(民法第5条第1項本文、同条第2項)ただし、次の場合は取り消すことができません。

- ①保護者から任されている営業取引に関する契約(民法第6条第1項)
- ②あらかじめお小遣いとして渡された範囲内での契約(民法第5条第3項)
- ③自分が成人であると偽った契約(民法第21条)(事業者から指示され、成人であると偽った場合は取り消すことができます。)

●次の場合はクーリング・オフ期間が過ぎていても、クーリング・オフができます。

事業者のうそや脅しによってクーリング・オフを妨げられたとき、契約書面の記載内容に不備があったとき

●また、不当な勧誘により締結させられた契約は、「消費者契約法」により取り消すことができる場合があります。

詳しくは「消費者ホットライン ☎188(いやや!)」にご相談ください。